

日清・日露戦争と真宗本願寺派教団

野世 英水

はじめに

日清戦争(1894~1895)と日露戦争(1904~1905)は、近代日本が引き起こした大規模な対外戦争であり、急速な資本主義化と近代的軍事力の増強を内容とする富国強兵策のなかで始められた戦争であった。このうち日清戦争は、日清間の李氏朝鮮の支配をめぐる霸権争いの戦争であり、はじめて国内の総力を挙げて行われた戦争であったが、その結果、民衆は、国民として戦争に動員され、軍事的に国家に統合されていくこととなった。また日露戦争は、世界史的に見てもそれまで最大規模の戦争であり、国家総力戦の端緒とも位置づけられるものであった。それは、ロシアとの中国東北部や大韓民国の支配をめぐって戦われた帝国主義間の戦争であったが、そこでは、民衆は国民として臣民意識をもち、天皇制国家の一員として戦争に協力していくことが求められた。

このような日清・日露戦争に対して、真宗本願寺派教団(以下、本願寺派)も、総力を挙げて対応していくこととなるが、ここでは、そこでの本願寺派の活動の諸相をうかがい、戦前の様相を呈し始めた今日の政治状況における教団のあり様を考えるひとつの前提としていくこととしたい。

1. 日清戦争と真宗本願寺派教団

1894年8月1日の日本の清国への宣戦布告に先立ち、同年7月9日には、当時の本願寺派の宗主であった明如(大谷光尊)は、本願寺派の執行に対して、「朝鮮事件に関しては、本山が之に対する準備を怠らざる様」と達している¹⁾。また派遣される兵士の「過半は我門徒にして、平素愛撫し給ふ信者なり」²⁾として、軍隊慰問のため、また在留の信徒訪問のための慰問使を李氏朝鮮(以下、朝鮮)へと派遣している。このように開戦前より戦時対応の準備を進めていた本願寺派では、宣戦布告後の8月7日には、戦時奉公の事務を統括するための部署である臨時部を設置し、部長に大洲鉄然を任命した。また、明如や新門であった大谷光瑞が、各地別院や軍の駐屯地などに赴き、兵士たちを慰問し、帰敬式を行い、また、親論などを行っていった。

このようななか、明如は「御直諭」を発し、僧侶門徒に対して戦時奉公を奨励していったが、それは次のようなものであった。

このたび清国に対し宣戦の大詔を下したまひしは實に帝国未曾有の一大事変にして天皇陛下深く宸襟を惱しめたまふこと恐察し奉るに余りあり殊に忠武なる陸海軍人は炎威の酷烈をも厭はで鷄林の險岨を跋渉し國家の御稟威を輝やかさん為めに丹誠をつくすこと候へば一流に浴する道俗はいよいよ以て真俗の教義にしたがひ此の際一層奉公をいたさるべからざる儀に候

扱て其真俗の教義と云は兼て聴聞の如く後生の大事は弥陀の願力に全託し金剛堅固の信心を決得し平生業成の安心に住して安養淨土の妙果を期しかゝる広大の利益を得るは偏に仏智他力の鴻慈にしてこの殊勝の法門を聞く身となるは全く國家保護の恩なることを喜びいかなる中にも修し易き報恩の称名を相続しつゝうつくしく仁義忠孝の道を践み今日の如き事變ある時に際しては身命を惜まず報國の誠を尽して皇恩の万一に酬い奉る儀に候かくありてこう真実真宗の流を汲む門葉と申すべけれ呉れぐれも道俗ともに右に示す真俗の教義をわざれず如法に法義相続して報國の誠を尽し国威を發揚すると共に宗門の繁盛を致す様頼み入る所に候也

明治二十七年八月³⁾

ここで明如は、軍人は「炎威の酷烈をも厭はで鷄林の险岨を跋渉し」ているのであり、道俗も「真俗の教義にしたがひ此の際一層奉公を」すべきであると、戦時奉公を勧めていることが知られる。そして「真俗の教義」について述べ、それは、「後生の大事は弥陀の願力に全託し金剛堅固の信心を決得し平生業成の安心に住して安養淨土の妙果を期し」、今日においては「身命を惜まず報國の誠を尽して皇恩の万一に酬い奉る」ことあるとしている。ここでいう「真俗の教義」とは、真俗二諦のことであり、「真俗」すなわち真諦と俗諦という二つの諦(真理)があるとするものである。ここでの真俗二諦は、佛教本来のそれとは異なり、淨土真宗の歴史的展開の中で成立してきたものであり、とくに近代においては、近代天皇制、国家神道体制下において再解釈されてきたものである。すなわち、そこでの真諦とは、内面に成立する信心であり、命終ののちは淨土に往生し成仏するというものである。また俗諦とは、世間における倫理、道徳というような、その時々の世俗的価値をいい、世間にしたがい生活していくことをいう。それは、近代天皇

制国家においては、この世は天皇の忠良なる臣民として生きていくことを意味した。そしてこの二諦は、矛盾することなく相資し相依るもの、すなわち、相資相依の関係にあるともされた⁴⁾。このような真俗二諦の真諦としての信心について、「御直論」では、「後生の大事」として阿弥陀仏の願力によって信心を得、平生業成の安心に住して浄土往生を待つ身となるとするのであり、俗諦としての世俗価値に基づく生活では、戦時において身命を惜しまず国に報い、皇恩に酬いるべきである、とするのである。

本願寺派では、その後、軍隊慰問のため慰問使を朝鮮に派遣し、慰問とともに明如の親書や物品を朝鮮国王に献納させ、また、国内では政府の軍事公債募集に進んで応募するなど、奉公活動を継続して行っていた。明如や新門の各地での軍隊慰問や軍人への帰敬式も引き続きなされていったが、明如の体調が優れず、新門がその役割を担うことも多かった。

明如は、同年9月に在韓兵士への「御直論」を出すが、それは、『剣の光』と題した教諭書⁵⁾として印刷され、11月に臨時部部長大洲鉄然が朝鮮に軍隊慰間に赴いた際には、数万冊が、軍に寄贈された。その教諭書においては、まず現地兵士たちの労苦をねぎらい、また、日清戦争の意義を「國家の安危

皇威の消長も此一戦の勝敗如何によりて分る」と述べて、兵士たちへ一層の戦意高揚を促している。そしてまた、「後生の出離を決定し置くこと、現に戦場に向はれし陸海軍人諸子の身上に於ては最大肝要の事に候なり」として、その「後生の出離の要」としては、「吾宗の教義に於ては平生示し置きしが如く、阿弥陀如来が曾て吾等凡夫の為に、勇猛精進にもろもろの善行を修して超世の願力を信ずる一念に万善万行其身に円満して、往生浄土の業事成弁する儀」である。そして、このような「後生の出離」を決定したものは「深く願力を信じて未来の出離に就て一念疑懼の心を挾まず、命終れば即時に浄土の妙果を証すことゝ喜びつゝ、陛下の曾て軍人へ下し給ひし詔勅の趣意を体認して忠孝節義を重んじ、一死國に報ずるの覚悟に住して、己を忘れて無二の奉公を致し、以て上陛下の宸襟を安じ奉り、下四千万同胞国民の望に答へらるべく候」と述べ、命終の浄土往生を喜びつつ一死國に報いるよう勧めている。なお同時に、次の二首も明如によって軍人に寄せられている。

後の世はみたのをしへにまかせつゝいのちをやすく君にさゝけよ
のちのよに心とゝめすひとすちにすゝめやすゝめ我国のため⁶⁾

これらの歌は、その後の戦時にも奉公を勧めるものとしてくり返し用いら

れ、また、陣中名号などの添え歌としても使われていった。

さらに本願寺派では、この日清戦争において、従軍布教を本格的に開始している。従軍布教とは、戦時下において僧侶が従軍し、戦地にて行った軍人への布教等の活動のことであり⁷⁾、そのような活動を行った僧侶は、従軍布教使または従軍僧と呼ばれていた。本願寺派は、戦時奉公事務の増大にともない、大本營の置かれた広島に臨時部出張所を設置したが、その出張所を中心に従軍布教の事務がなされていった。日清戦争時に派遣された従軍布教使は13名であり、そのうち6名が征清軍に従軍し、残り7名は、台湾方面へ派遣された。台湾および澎湖列島では、講和条約前後に日本軍による領有化のための戦争が起こされており、それへ対応するため、従軍布教使が派遣されていった。日清戦争時の従軍布教使の任務は、次のようなものであった。

- 一、各兵営を慰問し、本山の意志を伝へ、名号を授与し、書籍等を寄贈する事。
- 一、各病院を訪問し、患者に対して慰安を与ふる事。
- 一、適宜の所に教筵を開き、兵士と軍夫に対して安心立命及び衛生、風等に関する説話をなす事。
- 一、死者の遺骸を火葬若くは埋葬して葬儀を営む事。
- 一、追弔法要を修行する事。
- 一、死者の遺骸及び遺物を本人の郷貫に送致する事。

但し、澎湖島悪疫猖獗の際の如きは、右諸項の外に患者の看護にも従事せり。⁸⁾

従軍布教使の布教内容については、大洲鉄然が、明如の「御親論」の復演のなかで、次のように述べている。「淨土真宗は弥陀の他力に依つて仏にして貰うのであります。一寸思へば意氣地のない様に聞こへますが、そんなことは軍人社会に於ては嫌うことじやと仰つしやるか知れませんが、未来のことを為さんとすれば此世のことを捨てにやならん。此世を捨てゝ置ては、軍隊の人は第一戦争にも出られん。そこで未来のことは阿弥陀如来に任してもろーたら、未来のことは弥陀がして下さる」「往生の一大事死んだら気遣うな。己が助けてやる。どんな悪人でも此弥陀が引受けると、慈悲な仏が平等に助けて遣るから、安心せーと云ふ弥陀の誓を信じて、何時死うと仮令砲丸に当ろーが、凱旋して皈って来るが何れ一度は死ぬるは一つ、其時は阿弥陀如来が御座るから死んだ先きは、世話はないと云ふことを一つ信じて貰はれたからして、死ぬるは何時でも死ぬるが、何時死んでも自由の身体になつて娑婆

にまた出て来る。今度は自由あります」「極楽に往つて仏になつてからは、自由自在の身体になる」⁹⁾。従軍布教使たちも、これと同様に兵士たちに阿弥陀仏の救いを説き、死後への安心感を与え、戦死を勧めていったと考えられる。

従軍布教使たちは、陸海軍の許可を得るなかで活動していったが、台湾領有化のための戦争では、澎湖列島や台北、台南、台中などの軍の所在地に駐在し、新たな要員の派遣を受けつつ、台湾での布教の足場作りも行っていた。すなわち、本願寺派の台湾布教は、従軍布教活動を契機として始められたといえる。

明如は、戦局が有利に進み、従軍布教使の派遣も進むなか、1895年2月に、次のような「御直諭」を出している。

いやしくもわが皇民たるもの、報國のまことをつくすは、いまこの時にあらずして、またいづれのときかあらむ。ことにわが真宗は二諦相資のをしへにして、国家非常之時に際しては、本末をとはず僧俗を論ぜず、尽忠報國のまことをぬきでずんばあるべからず。(中略)此時にあたり、予が多年抱懐せる海外布教の念願いよいよ増長して禁じがたし。其ゆえは、かの支那といひ朝鮮といひ、ともにわが仏教渡來の本国なるに、物かはり星うつり、かのくにの諸宗大に衰退し、教化のあまねくおよばざるより、因果の道理をわきまへず、残酷酷薄にして、貪欲にのみこれふけり、自害々彼、彼此俱害の輩少なからずと聞く、實に懲然の至に候。(中略)各自涯分の力をつくし、予が海外布教の素志をたすけ候やう、希ふところに候也¹⁰⁾

このような「御直諭」は、台湾布教への足場作りとしての従軍布教使の派遣が順調に進み、布教への見通しがつけられるなかで発せられたものであった。なお同年6月には、従軍布教者賞与条例が発布され、本願寺派では従軍布教の功績を讃えてもいる。

以上に見たように、本願寺派では宗主明如を中心に、日清戦争へ総力を挙げて奉公していったが、それは、5年後の義和團事件の鎮圧戦争時にも引き継がれ、さらには、その4年後の日露戦争時にも規模を拡大し引き継がれていたのである。

2 日露戦争と真宗本願寺派教団

日露戦争下での本願寺派の活動は、多岐にわたるが、まず開戦前の1904

年1月15日には、日清戦争時同様、戦時奉公の事務を統括する部署である臨時部を本願寺内に設置して開戦に備え、また、この臨時部のもとに臨時部出張所や臨時部支部が国内外に設けられ、多様な戦時奉公活動を行っていった。当時の宗主は、鏡如（大谷光瑞）であったが、鏡如は、軍隊慰問等を精力的に行い、軍の駐屯地などで講話ならびに帰敬式、名号の授与などを行っていった。さらに、日露戦争では膨大な戦死者がでたが、それらに対し、本願寺その他でしばしば追弔法要も行っていた。また、日露戦争では日清戦争をはるかに上回る多くの従軍布教使を戦地へと派遣していったが、そのことについては、後に少し詳しく見ていくこととした。そのほか本願寺派では、政府が戦費調達のために発行した軍事公債にも、引き続き積極的に応募していった。

1904年2月10日、宣戦布告がなされ、日露戦争が開始されるが、同日鏡如は、次のような「御直諭」を僧侶門徒に出している。

凡ソ皇国ニ生ヲ受ル者誰カ報國ノ念ナカルヘキ今ヤ國際ノ艱難ニ際シ畏クモ宸襟ヲ勞シタマヒ遂ニ宣戦ノ大詔ヲ下シタマフニ至レリ陸海ノ軍人寒威ノ酷烈ナルヲモ厭ハス風濤ノ險惡ナルヲモ顧ミス遠征ノ途ニ上り交戦ノ事ニ從フ一般ノ臣民宜ク義勇奉公ノ志シヲ励マシ以テ聖旨ニ奉戴スヘシ

抑本宗ノ教義ハ真俗ニ亘リ信心ヲ本トシ仁義ヲ先トス其信心トイフハ出離生死ノ一大事凡夫自力ノ企及フ所ニアラサレハ偏ニ弥陀大悲ノ本願ヲタノミ疑ナク慮リナク願力ニ乘託シ順次ノ往生ヲ決定シ其深ク信スルコト金剛ノ如クナルヲ信心トモ安心トモマフスナリ此安心決定ノ上ニハ真ニツケ俗ニツケ粉骨碎身ノ思ヒニ住シ報恩ノ經營怠慢アルヘカラス吾人幸ニ文明ノ聖代ニ遭遇シタヤスク殊勝ノ妙法ヲ聴聞スルコト偏ニ國家保護ノ洪恩ナリ然ルニ今回ノ事タル実ニ我帝国未曾有ノ事変ナレハ挙国一致シテ之ニ当ラサルヘカラス況ヤ本宗ノ教義ヲ信スル輩ハ已ニ金剛堅固ノ安心ニ住スル身ニ候ヘハ死ハ鴻毛ヨリモ軽シト覺悟シタヒ直ニ兵役ニ從ハサル者モ或ハ軍資ノ募ニ応シ或ハ恤兵ノ拳ヲ助ケ忠実勇武ナル国民ノ資性ト王法ヲ本トスル我信徒ノ本分ヲ顯シマスマス皇国ノ光榮ヲ發揚スヘキコト今此時ニアリ此旨ヨクヨク心得ラルヘク候也¹¹⁾

すなわち、ここで鏡如は、「凡ソ皇国ニ生ヲ受ル者誰カ報國ノ念ナカルヘキ」と、いわゆる「軍人勅諭」の一節を用い報國の意思を示し¹²⁾、「宣戦ノ大詔」を受けて軍人同様一般人も「義勇奉公」に励むよう求めている。また、「本宗ノ教義ハ真俗ニ亘リ信心ヲ本トシ仁義ヲ先トス」として、真宗の教義には、

「真俗」、すなわち真俗二諦があり、真諦においては「信心」を本とし、俗諦においては「仁義」、すなわち世俗的価値を先とすると教えている¹³⁾。そして、その信心については、「信心トイフハ出離生死ノ一大事凡夫自力ノ企及フ所ニアラサレハ偏ニ弥陀大悲ノ本願ヲタノミ疑ナク慮リナク願力ニ乘託シ順次ノ往生ヲ決定シ其深ク信スルコト金剛ノ如クナルヲ信心トモ安心トモマフスナリ」と述べて、信心というのは、迷いの世を離れるには自らの力にては無理であり、ひとえに阿弥陀仏の願いによって浄土に往生できると疑いなく金剛堅固に信ずることであるとし、また、俗諦としての世俗価値にもとづく生活については、「此安心決定ノ上ニハ真ニツケ俗ニツケ粉骨碎身ノ思ヒニ住シ報恩ノ経営怠慢アルヘカラス吾人幸ニ文明ノ聖代ニ遭遇シタヤスク殊勝ノ妙法ヲ聴聞スルコト偏ニ國家保護ノ洪恩ナリ然ルニ今回ノ事タル実ニ我帝国未曾有ノ事変ナレハ挙国一致シテ之ニ当ラサルヘカラス」として、たやすく仏法を聞けるのも天皇の統治する国家の保護があってのことであり、信心を得た者は粉骨碎身の思いで国家への報恩の働きをし、このたびの未曾有の事態に際しては挙国一致してこれに当たる生活をすべきである、とするのである。そして、その生活の具体相としては、兵士に対しては、「軍人勅諭」にある「死ハ鴻毛ヨリモ軽シト覺悟」せよと述べるのであり¹⁴⁾、一般人に対しては、「或ハ軍資ノ募ニ応シ或ハ恤兵ノ挙ヲ助ケ」と軍事公債への申し込みや恤兵を勧めている。

本願寺派では、日露戦争においても従軍布教活動を行っているが、教団では開戦と同時に、次のような「従軍布教使条例」を発布している。

- 第一条 日露交戦に際し戦地に於て布教事務を執らしむる為め従軍布教使を置く
- 第二条 (略)
- 第三条 従軍布教使戦地に在ては所属司令官又は関係部隊長に稟議し其指揮に依て執務すべきものとす
- 第四条 従軍布教使布教事務は左の如し
 - 一、軍人軍属に対する説教法話
 - 二、死亡者に対する葬儀及び追弔法要
 - 三、傷病者の慰撫
 - 四、前各所の外本山より特に命じたる事項又は所属司令官及び関係部隊長より依嘱を受けたる事項
- 第五条 (略)
- 第六条 法話説教は我宗義に基き精神の安慰義勇の鼓舞に務むべし

葬儀及び追弔法要は追慕の誠を表し静肅謹厳を旨として行ふべし
傷病者の慰撫は懇切に之を為し時として看護の務に従ふ

第七条 従軍布教使中に監督を置く

第八条 監督は従軍布教使を指揮監督す(中略)

第九条 (略)

第十条 従軍布教使は日記を製し其任命の日より帰任復命の日迄毎週之を本山に報告すべし、但、重要の事項に就ては其事項を抜き別に報告するを要す¹⁵⁾

ここより、日清戦争時同様従軍布教使は戦地にあって現地司令官、部隊長の指揮のもと¹⁶⁾、多様な任務を課せられていたことが知られる。すなわち、説教法話、葬儀、追弔法要、傷病者慰撫・看護その他である。また、日記の作成とそれの毎週の本山への報告なども、課せられていた。事実本願寺派の機関誌でもあった『教海一瀾』や、宗教新聞である「中外日報」などに一部掲載されている従軍布教使の日記や報告を見ると、その従軍布教使の現地における多忙さが、十分伝わってくる。また、前線兵士への法話説教は、「我宗義に基き精神の安慰義勇の鼓舞に務むべし」ともされたが、そこでは、鏡如や教団中枢の説く真俗二諦にもとづく法話や、戦意を高揚し士気を高める内容の布教などがなされていった。

日露戦争時に戦地へ派遣された従軍布教使は105名であり、日清戦争時の13名に比べて大幅に増加している。それは、戦争規模の拡大によるものだけではなく、教団の戦時奉公体制の拡充や、従軍布教使条例を開戦と同時に発布するなどの、従軍布教に寄せる鏡如や教団中枢の期待の強さにもよるものであった。従軍布教使の氏名や所属部隊名は、105名すべてが、京都連隊区司令部発行の『日露戦役回顧録』¹⁷⁾に掲載されているが、それによると、日露戦争時の従軍布教使の所属部隊は、次のようにあった。すなわち、満洲軍第1軍～第4軍までの各軍、鴨緑江軍、近衛師団、第1師団～第16師団までの各師団、歩兵第7・第9・第19・第25・第26旅団、野戦砲兵第1・第2旅団、近衛騎兵第1旅団、独立騎兵旅団、遼東守備軍、韓国駐屯軍、旅順要塞司令部、工兵第11大隊、後備第1・第2師団、後備第18旅団、後備歩兵第4・第10・第13～第16旅団までの各旅団、近衛後備混成旅団、後備混成第4・第11旅団、大連病院、奉天・鉄嶺・大連・遼陽の各慰問部である。これらから分かるように、従軍布教使は、幅広く多くの部隊に配属されており、それは、後備部隊や傷病兵のいる病院にまで及んでいた。また本願寺派では、戦地における兵士慰労のための慰問部を中国東北部の各地に設置

したが、そこはまた、従軍布教使の活動の場ともされ、講話や書籍の貸し出し、理髪、その他余興などがなされていった。この慰問部は、戦後も現地に残され、その後の中国東北部布教の拠点ともなっていった。

本願寺派の従軍布教活動は、他の教団に抽んでる規模のものであったが、多くの従軍布教使を指揮、監督するため、鏡如の実弟である大谷尊重（光明）と大谷尊由が、相次いで戦地へと派遣された。このうち大谷尊由は、1904年5月に、法務取扱の宗主代理ならびに従軍布教使監督として大連へ出発し、以後約1年半、大連を中心として従軍布教活動を指揮、監督していった。また、各地での戦死者追弔会、戦地軍隊慰問、各種法要などの活動も行い、同年12月には遼東半島臨時部支部長に、翌年12月には清国開教総監に就任した。一方、大谷尊重も、1904年8月に戦地に向かい、満州軍従軍布教使総監督として翌年11月まで従軍布教使の指揮、監督にあたった。また大谷尊重は、帰国後、本願寺派の執行長の任にも就いた。

このような従軍布教活動の全般にわたって、鏡如は、指示を出していったと考えられるが、鏡如の最初の伝記である『法主大谷光瑞上人伝』には、そのことについて次のように述べられている。

当時法主は是等の従軍布教使を出征大軍の全部に行き渡らせて、寸毫も違算なからしめんと欲し、是れが為には四六時中殆んど一睡をも催されないと云ふ程に心を労せられ、遠く満洲各方面よりの電報其他の通信を総合して、一般の状勢を察し、機密を要する軍隊の行動に一致せしめて、如來の法音を漏れなく伝へしめられた¹⁸⁾

このような記述からも、鏡如の従軍布教活動に対する取り組みの姿勢の一端が、知られよう。

従軍布教使には日記の作成と、その本山への報告が課せられていたが、それら日記や報告書は、それぞれ名目がつけられ、『教海一瀬』その他に一部公表されていった。その内容は、ほぼすべて戦場美談であり、読者すなわち僧侶門徒を戦時奉公へと導くものとなっていた。ここでは、それらのいくつかを紹介し、従軍布教使の活動の内容についてみていくたい。従軍布教使の日記や報告書には、戦争を美化し、また自身の活動を誇示するための誇張、歪曲が施されているものと考えられるが、そのことを前提としても、それら報告は、戦場の様子を伝える貴重なものとなっている。

海城の北約一里余の処に安山堡子と云へる、一村落に屯軍中八月十三日は恰も旧盆の十三夜に当たり月色玲瓏、一天拭ふが如し、乃ち師団司令部前の広場に壇を設け、蓋平、大石橋海城等に於て、名誉の戦死を遂げし、諸将卒の過去帳を、本尊前に安置し、時差菓花を供し、燭を点じ香を焼き、爰に一場の盂蘭盆会式は設けられぬ、午後七時三十分を期し、司令部全員及び付近に駐屯せる、歩兵第〇〇連隊〇〇〇隊參集せらるゝ、夫より懲懲に讚仏偈を誦誦して、我同勤なる禪の原南溟、大派の大塚鳳離及び小生の三名交る交る演台に立ち、盆会の故事、戦時の覺悟、仏陀の慈音等を演説せしに、悲愴又は快活、或は咽び或は笑ひ、異境万里の陣中に於て、此法縁に奇遇せしにや、往々に感動をなせしものも少なからず、此席には師団長、參謀長各部長等の諸将校も傍聴し居らるゝを見受けたり、是亦一種結縁の法筵にあらずとせんや¹⁹⁾

これは、従軍布教使法留乗順の報告の一節である。所属部隊は、伏字となっているが、前掲『日露戰役回顧録』より、満州軍第2軍第6師団(熊本)であったことが分かる。この報告では、現地における戦死者への追弔法要の様子が、具体的に記されているが、そこでは、多くの將兵を前に誦經、法話、戦時の覺悟等の講話がなされ、感動を与えたとされている。また、禪宗や真宗大谷派の従軍布教使の名前も見られ、本願寺派の従軍布教使は、他宗派の従軍布教使とともに行動していたことも知られる。この報告は、1904年8月の遼陽会戦直前のものであるが、翌日の攻撃を前にしての活動の様子が、次のようにも記されている。

不日首山堡、遼陽の大攻撃を行はるべき事とて時恰も旧盆の時期に付、月夜に乘じ、丘陵又は砂岸に於て、涼風に吹かれつゝ、我曹は一名或いは二名づゝ出張して、歩、騎、砲、工等の各連大隊に対して、生別死前の獎勵法話を繰返へせり、何處も〇〇〇〇名前後の大集会に何時も静肅に謹聴せらるゝは、誠に感服の至りなり、殊に明日の戦闘中には、必ず名誉の戦死を遂げる人あるべし、此諸士に対するは、今夕の法話を永訣なりといふに至りては、説者、聴者共に一種非常の間隔を惹起して、説教も時期其物が、大なる効力を与ふる事を自覚せり²⁰⁾

攻撃を前にした緊張のなかでの、従軍布教使の活動の様子がうかがわれるが、そこで行われた法話、布教は、当然、兵士の士気を高め、また慰安する内容であった。それは、この法留従軍布教使の法話を聞いた一步兵軍曹が、

次のような歌を作つて答えたことからも知られる。

嗚呼愉快六字の中の露營哉
 死ぬぢや御座らん還るで御座る
 西の都の親元で
 花の台に待ちましよふ
 待つも樂しき事なるが
 待たるゝ人も樂しけれ²¹⁾

ここで「六字」とは、南無阿弥陀仏の六字の名号のことであり、「西の都」とは、阿弥陀仏の西方浄土、「還る」とは、その西方浄土に往生し仏となるということである。行軍の苦難を受忍させ、死後の安心感を与えていた従軍布教使の布教内容の一端が知られる。

また、次のような報告もある。

弓波布教使の近信

近頃は將士の中に御法義に心を傾け候人往々出来致し艱苦の内にも愉快を覺へ候就中○○第○連隊第○○中隊長の如きは近來無二の信者と被為難有事に御座候此間も前哨線より寄せられたる書面に左の道歌を添へられ候（中略）

君が為あだのとりてに攻寄せて
 突き入る刀に浄土をぞ見る
 みな進め君の御為に死ぬものを
 弥陀は浄土にまちわびにける²²⁾

この報告を行つてゐる弓波布教使とは、近衛師団付の従軍布教使弓波明哲のことである。「御法義に心を傾け」た兵士の歌が紹介されているが、そこでは、天皇のために死ぬことを誉れとし、死した後は、弥陀の浄土に生まれることができるとしている。すなわち、この世で信心を得た者は、死した後すぐに浄土に往生し仏となれるのであり、そのように決した者は、死を恐れることなく天皇のため、国家のため戦い死んでいくことができる、という内容の歌であるとみることができる。

従軍布教使の報告には、念佛を称えつつ突撃していった兵士のことも、よく出てくる。

陣中記事 清国某嶺下に於て 本派従軍布教使 能野靈達
戦友の当時状況を語るや切なり、曰く

去る〇〇日夜敵の逆襲を受くるや、衆寡敵せず進退只死あるのみ、隊長令を下して念佛諸共突撃を命じたり、衆是に於て乎一齊に念佛を称へつゝ死を決して踊躍呐喊せり、彼我剣尖相磨するの時、五名の戦友は尤も勇敢戦闘しつゝ遂に敵手に斃る、嗚呼今にして之を思へば忙として夢の如く幽明相隔てゝ語るに由なし岡らざりき今日埋葬に際し丁重なる読経を受く、死する者以て瞑すべく存する者亦喜悦禁じ能はざると、余は彼等が戦友の死を悼むの情言口彼肺肝より出て、殊に砲煙弾雨の裡に於て敵と相接するや、念佛諸共突撃せよと云ふに至りては如何に我兵士か、靈的感化を受けつゝ其死を決したる、刹那に於て彼等が平素の精神發揮して、大に宗教上の安心立命に依て慰安を求めつゝあるかを知了するに足るべきなり²³⁾

この報告を行ったのは、満州軍第1軍第12師団（小倉）所属の従軍布教使能野靈達である。能野は、念佛して突撃する行為を、兵士たちが宗教上の安心立命に立っていたことを示す行為であるとしているが、これも、念佛して戦死すれば極楽浄土に往生できるという宗教的な観念があったからこそできた行為であるといえよう。また、そのような観念が成立する基底には、信心を得て念佛する者は現世においては死を恐れず天皇の忠良なる臣下となって奉公し、死しては浄土に往生するという真俗二諦の教学理解も、横たわっていたと考えられる²⁴⁾。

従軍布教使は、軍が戦場において行った招魂祭に同席することもあったが、その招魂祭では、まず公式のものを神式で行い、その後、兵士たちの信仰にもとづき半公式のものを仏式で行うこともあったことが、指摘されている²⁵⁾。兵士たちのなかには、国家の祭祀として行われた神式の慰靈よりも、仏教による慰靈を求める者もいたのである。仏教は、一般の兵士たちにとっては、やはり身近な宗教であったのであり、よって戦地において、従軍布教使が、これまで聞きなれた仏教の言葉をちりばめながら説く教えは、過酷な状況に置かれた兵士たちにとって、共感できる点も多かったと考えられる。そのような環境のなか、従軍布教使の話は、兵士たちに受け入れられていったのである。

なお、これら従軍布教使に対しては、戦後次々と所属した部隊から感謝状や功績確認書が出されている。功績確認書とは、功績書や勲績明細書とも呼ばれたもので、従軍布教使個人の名前を挙げ、部隊長名で出されていったものである。そこでは、従軍布教使の具体的活動内容を年月日や場所等を挙げ列記し、その功績を称えるという内容になっている。本願寺派では、機関誌

である『教海一瀾』にそれらひとつひとつを紹介し、誇示していった。また1907年5月には、鏡如は、明治天皇より戦争協力に関する勅語を受けている。すなわちその勅語とは、

明治三十七八年ノ戰役ニ際シ先志ヲ紹述シテ門末一般ノ奉公ヲ獎励シ又汎ク從軍僧侶ヲ出征部隊ニ派遣シ士氣ヲ鼓舞スルニ努メ其勞勳カラス朕深ク之ヲ嘉ス²⁶⁾

というものであった。ここで「明治三十七八年ノ戰役」とは、日露戦争のことであり、「先志ヲ紹述シテ」の「先志」とは、先々代の宗主広知の勤王の活動や、明如の日清戦争、義和団事件の鎮圧戦争における国家への戦時奉公の活動などを指している。また、「門末一般ノ奉公」とは、鏡如の指導のもとおこなわれた教団挙げての戦時奉公のことであり、「汎ク從軍僧侶ヲ出征部隊ニ派遣シ」とは、鏡如が他の教団に抽んで多くの従軍布教使を前線部隊に派遣していったことを指している。これらのことに対して、「其勞勳カラス」として、天皇が褒め称えるという内容になっている。本願寺派宗主が戦争協力による嘉賞の勅語を受けるというのは、未曾有のことであり、それは、「日本仏教の代表となり、自他各宗派の模範となりしもの」²⁷⁾とも評価された。しかしながら、その背後には、日露戦争の戦死者8万人以上のなかの、少なくとも4,593名にもおよぶ本願寺派門徒の戦死者も出ていたのである²⁸⁾。

わりに

本願寺派では、以上見てきたように、教団の総力を傾け日清・日露戦争における戦時奉公の諸活動を行っていった。このことは、その後のシベリア出兵(1918~1922)でも継続され、また、日中戦争からアジア太平洋戦争(1931~1945)においても、それは、格段の規模の拡大のもと継続されていった。このような教団の戦争協力に関しては、本願寺派では、1996年1月に宗派内に設置された「戦後問題」検討委員会が答申を出し、その答申を受けるかたちで、2003年12月には、宗門戦後問題検討委員会を設置し協議を行っている。そして2004年5月には、宗令として、1931年から1945年までの15年にわたる戦争中に発布した宗主の消息や直諭、親示、教示などを、今後依用しないことを、門主の署名をもって発表し、また宗告として「聖徳太子奉安様式」制定の達示や、「聖教の拝読並びに引用の心得」に関する通達は、すでに失効していることを、総長の名によって告知している²⁹⁾。このように、本願寺派では、戦後60年にしてようやくその戦争協力の事実を明らかにし

反省しているが、それも一部に止まるものであり、戦争協力の全体像の把握、反省には程遠いものとなっている。このようななか、2011年5月、本願寺派では最高法規である「宗法」を約60年ぶりに全面改定したが、そのことにより、それは、さらに遠のいたようにも思える。それは、日清・日露戦争時と同様、今日の新たな戦前ともいえる様相のなか、そのような政治状況を先取りしてゆく本願寺派の歩みのようにも見える。

【注】

- 1) 佐々木惠璋編『日清交戦法の光』33頁、1894年、興教書院。本書は、日清戦争中に出版されたものであり、戦時下の本願寺派の動向をおもに詳述している。
- 2) 佐々木惠璋編『日清交戦法の光』33頁、1894年、興教書院。
- 3) 佐々木惠璋編『日清交戦法の光』巻頭5～6頁、1894年、興教書院。
- 4) 真俗二諦については、信楽峻麿『親鸞における信の研究下巻』595～757頁、1990年、永田文昌堂に、その理解と展開が詳論されている。
- 5) 明如上人伝記編纂所編『明如上人伝』871頁～873頁、1927年、明如上人25回忌臨時法要事務所発行。
- 6) 明如上人伝記編纂所編『明如上人伝』873頁、1927年、明如上人25回忌臨時法要事務所発行。
- 7) 軍人布教、軍隊慰問、従軍布教などの用語の内容を整理すれば、次のようになる。すなわち、平時および戦時における軍人への布教である軍人布教（または軍隊布教）は、平時および戦時に軍の駐屯地等へおもむき布教や慰問品の寄贈などを行った軍隊慰問と、戦時において僧侶が従軍し軍人へ布教等を行った従軍布教とに分けることができる。このうち軍隊慰問は、平時に非戦地（内地等）で行われた軍隊慰問と、戦時に非戦地や戦地後方（非戦闘地域、占領地域等）や前線戦地（戦闘地域）で行われた軍隊慰問に分けられる。また従軍布教は、戦時に行われるものであり、戦地後方での従軍布教活動とともに、前線戦地や戦闘時の最前線においても行われた。また、このような従軍布教活動のなかで、戦地後方や前線戦地での軍隊慰問を従軍布教使が行うこともあった。従軍布教は、広義では戦地後方、前線戦地、最前線での従軍布教活動や、従軍布教使によって行われた戦地後方、前線戦地での軍隊慰問を指すが、狭義では、これらのなかの従軍布教活動のみを指している。さらに限定すれば、前線戦地や最前線での活動に限り従軍布教とすることもできる。
- 8) 明如上人伝記編纂所編『明如上人伝』888頁、1927年、明如上人25回忌臨時法要事務所発行。
- 9) 佐々木惠璋編『日清交戦法の光』100～101頁、1894年、興教書院。
- 10) 真宗聖教全書編纂所編『真宗聖教全書』第5巻、786～787頁、1982年再版、大八木興文堂。
- 11) 「中外日報」第1299号、1904年2月13日。真谷旭川編『日露戦争と仏教』ア1～ア3頁、1904年、興教書院。
- 12) 「軍人勅諭」には、「凡生を我国に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるべき」とある（村

上重良編『近代詔勅集』124頁、1983年、新人物往来社)。

- 13) この「御直論」は、教団の要職を歴任した赤松連城によって敷衍されているが、赤松は、「御直論」の「真俗ニ亘り」を「兼々御聴聞の通り、真俗二諦の教義であれば」と説明している(赤松連城述某筆記「御直論演達」、真谷旭川編『日露戦争と仏教』所収、△12頁、1904年、興教書院)。
- 14) 1904年2月11日に出された「御親示」(「出征軍人の門徒に告ぐ」)では、「諸子は今幸ひにして軍籍に在り、一死以て君と国とに報ひ、名を千歳に挙げらるゝの好機に遭へり(中略) 一たび出征の途に上るときは、生還を期せずして進まれたし、生きて凱旋の日に接するも、死して屍を野に曝らすも芳誉は末代まで朽ちざるなり」(『教海一瀾』第196号、1904年2月25日)とも述べている。この「御親示」は、「餉出征」という小冊子にされ出征兵士に配られた。その数は、445,239冊に上ったとされている(『教海一瀾』第363号、1907年5月18日)。
- 15) 本願寺史料研究所編『本願寺史』第3巻、483~485頁、1969年。
- 16) 陸軍省編『(軍事機密) 明治三十七八年戦役統計』(改題『日露戦争統計集』)によると「僧侶ノ從軍ニ關シテハ明治三十七年二月陸達第一六号ヲ以テ師団長及兵站監ハ所要ニ応シ相当ノ資格ヲ有スル僧侶教師ヲ戰地ニ隨伴スルコトヲ得ヘク其ノ人員ハ一箇師団ニ三名、一箇兵站監部ニ二名以内トシ又其ノ取扱ニ關シテハ當該師団又ハ兵站監ニ於テ適宜之ヲ定ムルコトト為シタリ」(陸軍省編『日露戦争統計集』第15巻、第26編雜、2頁、1995年復刻版、東洋書林)とあり、陸軍省において、従軍布教使は、現地軍の指揮下に置くこととされていたことが知られる。また、「相当ノ資格ヲ有スル僧侶教師ヲ戰地ニ隨伴」とあるが、事実、本願寺派が派遣した従軍布教使は鏡如の兄弟であるいわゆる連枝や、のちに本願寺派の宗政や教学の重責をになう人材が多く含まれていた。なお『(軍事機密) 明治三十七八年戦役統計』には、従軍僧侶の各部隊への配置人員数の一覧表が掲載されているが、そこでは神道、キリスト教の人員10名を含めて115名となっている。この数字は、陸軍省も認めているが、不完全なものようである(陸軍省編『日露戦争統計集』第15巻、第26編雜、15頁、1995年復刻版、東洋書林)。
- 17) 京都連隊区司令部編『日露戦役回顧録』216~220頁、1930年。
- 18) 広田四郎『法主大谷光瑞上人伝』78頁、国晃館、1910年。
- 19) 『教海一瀾』第228号、1904年10月15日。
- 20) 『教海一瀾』第228号、1904年10月15日。
- 21) 『教海一瀾』第228号、1904年10月15日。
- 22) 『教海一瀾』第238号、1904年12月24日。
- 23) 『教海一瀾』第225号、1904年9月24日。
- 24) 念仏を称えて突撃してゆくという行為は、念仏突貫ともいわれ、しばしば戦場美談として登場したが、それは子供の遊びでもなされていたとされている。すなわち、「京都五条新町あたりに十七八名の小童は各自オモチヤの背囊を負ひ銃を肩げ剣を下げたる一定の武装をなして戦争ゴツコするを見る、中なる一人叫んで曰、敵来れり念仏唱へて突貫せよと声に応じて

一同南無阿弥陀仏と大呼しつゝ突貫を試む、蓋し新聞記事に念佛突貫の壯挙あるを学ひたるならん」(松田善六編『布教資料 戦時応用説教(第2版)』○47頁、顕道書院、1904年)とある。また、藤本信隆「日露戦争と本願寺派の従軍布教」「龍谷大学佛教文化研究所紀要」第30集所収、1991年には、本願寺派の従軍布教使佐藤巖英の例などが挙げられ、念佛突貫の様子が詳述されている。

- 25) 大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』243～314頁、岩波書店、1976年。また谷壽夫『機密日露戦争史(新装版)』原書房、2004年のなかにもそれは散見できる。
- 26) 『教海一瀾』第363号、1907年5月18日。
- 27) 「中外日報」2170号、1907年5月15日。
- 28) 『教海一瀾』第331号、1906年10月6日。この本願寺派門徒の戦死者数は、本願寺派に戦死の届け出をして教団より院号法名の授与または弔慰状等を贈られた者のみの数字である。『教海一瀾』では第209号、1904年6月4日から第331号、1906年10月6日まで101回にわたって、これら戦死者すべての名前を挙げている。
- 29) これらの動向は、『本願寺新報』2828号、2004年6月1日に特集としてまとめられている。なお、「戦後問題」検討委員会答申では、「当委員会は、今日教団に寄せられる期待に応えるためにも、戦争に関わる『過去を清算』することが前提条件であり、したがって、未来を開くためにも避けて通れない課題として、次のように答申するものである」として、8項目の課題を提起している。それを筆者なりにまとめると、次のようなになる。1、戦争協力を勧めた教学の問題、とくに真俗二諦の問題性を直視しなければならない。2、戦争協力を宗門人に求めた戦時下の門主消息、裏方訓諭、執行長訓諭、達示などの取り扱いを、今後考えいかなければならない。3、天皇中心の国家体制に抵触するような聖教の文言の不拝読、読みかえの心得通達は過ちであり、失効すべきである。4、聖徳太子尊像安置様式を変更した戦時下の達示は、天皇中心の国家体制に合わせてなされたものであり、失効すべきである。5、戦時下の佛教婦人会や佛教青年会などの活動が、国家への奉公を尊ぶ人間像を作っていたとも考えられ、検証すべきである。6、戦時下になされたアジア太平洋地域への「海外開教」は、戦争を肯定し、それに加担するなかでおこなわれたものであり、その全容を明らかにし、そのような「開教」を無前提に美化、称賛している『海外開教要覧』(1973年3月刊)を早急に改訂すべきである。7、宗門内に「平和センター」(仮称)を開設し、平和問題に取り組むべきである。8、各教区、組では基幹運動推進委員会を中心に平和の集いを引き続き開催し、非戦平和に向かう取り組みを強化すべきである。以上である。2004年5月の宗令、宗告は、これらのうち2、3、4項目にもとづき発布されたものである。また、6項目にもとづき2008年には、淨土真宗本願寺派国際部、淨土真宗本願寺派アジア開教史編纂委員会編『淨土真宗本願寺派アジア開教史』本願寺出版社刊が出版されている。